

日向市職員の懲戒処分等の公表基準

日向市が職員に対して、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）の規定による懲戒処分等を行った場合には、次の基準により公表するものとする。

1 公表の対象

- (1) 法に基づく懲戒処分（免職、停職、減給又は戒告）
- (2) 法に基づく懲戒処分を受けた職員の管理監督者に対し、その監督責任に関する訓告及び嚴重注意
- (3) 刑事事件に関し起訴された場合の法に基づく休職処分

2 公表の内容

- (1) 公表する内容は、原則として次に掲げる事項とする。
 - ア 所属部名
 - イ 職位
 - ウ 年齢
 - エ 処分日
 - オ 処分内容
 - カ 事実の概要
- (2) 本人の重大な法令違反又は非行の場合で、社会的に及ぼす影響の著しい事案による免職は、被処分職員の氏名等を公表する場合がある。

3 公表の例外

次の場合には、公表内容の全部又は一部について公表を差し控えることができる。

- (1) 被害者が公表を望まない場合
- (2) 公表により被害者又はその関係者のプライバシー等の権利及び利益を侵害する恐れがある場合
- (3) 氏名等を公表しない場合において、公表事項を公表することにより、被処分者が特定されるとき

4 公表の時期

一定期間ごとに一括して公表するものとする。ただし、社会的影響が大きいと認められる事案を理由とした処分を行った場合には、懲戒処分後、速やかに公表するものとする。

5 公表の方法

記者クラブ等への資料の提供その他適宜の方法によるものとする。

6 施行期日

この基準は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。